

西成地域 日雇労働者の 就労と福祉のために

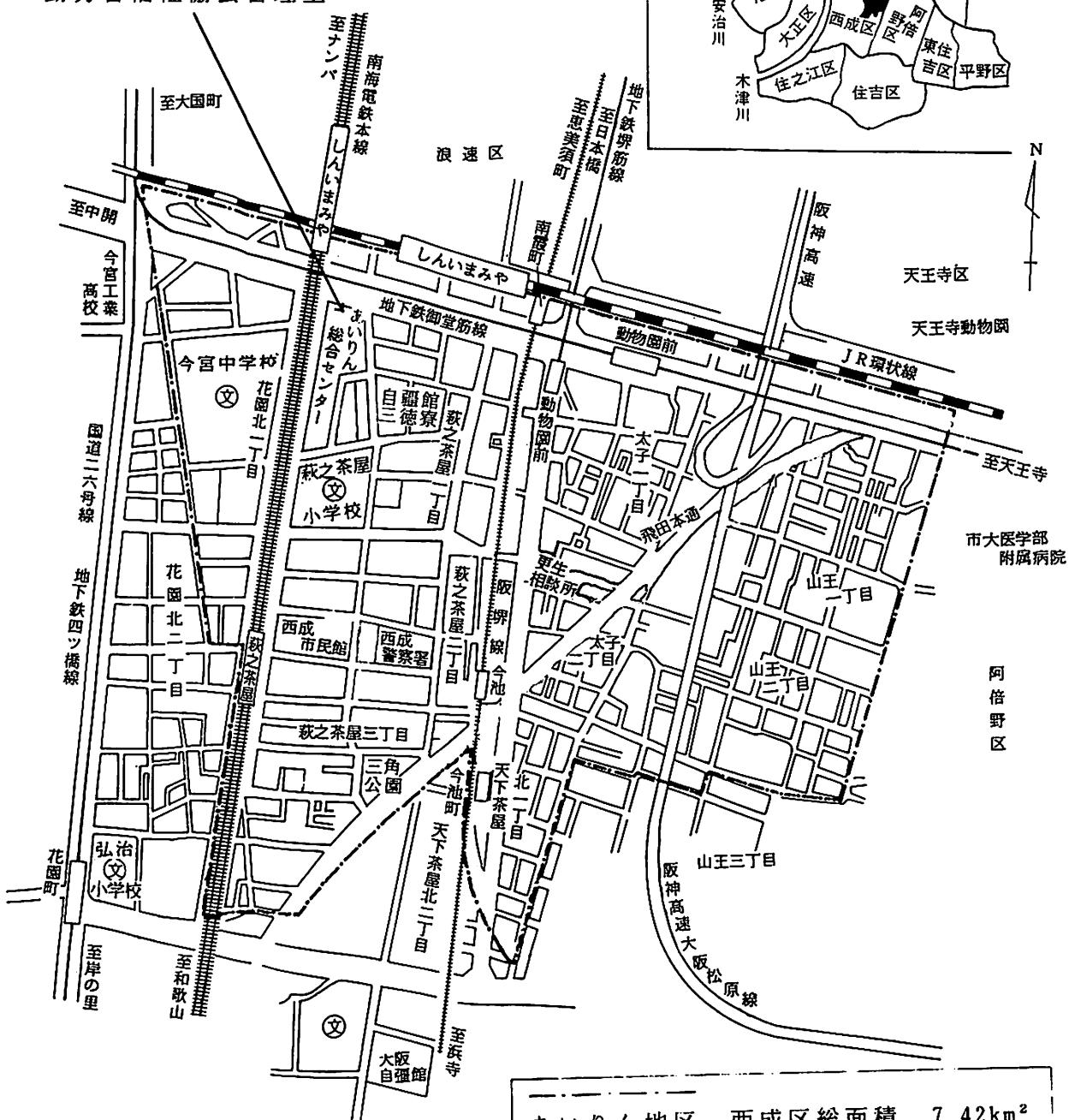
第33号

1994(平6)年度
事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター

あいりん地区周辺要図

西成労働福祉センター
あいりん労働公共職業安定所
大阪社会医療センター
勤労者福祉協会管理室



あいりん地区 西成区総面積 7.42km²
あいりん地区 0.62km²
(西成区総面積の8.4%)

発刊にあたって

財団法人西成労働福祉センターは、1961（昭36）年8月1日に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機に、官民一体となって、あいりん地区労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活の安定を図るべく、翌年10月1日に設立されたものであります。

この間、大阪府をはじめ関係行政機関、地域の諸団体各位の御援助と御協力を得ることにより、当センターに課せられた目的を微力ながら果たして参ることができ、この機会を借りまして、厚くお礼申し上げます。

この年報は、当センターが1994（平成6）年度に実施した諸事業の概要を取りまとめたものであります、御一読いただき、あいりん地区労働者の就労と生活並びに当センターの事業について御理解を戴ければ幸いであります。

あいりん地区は臨時・日雇の労働市場であり、経済の好況・不況の影響が直截に現れ、特に不況期においては極端に求人が減少するために、労働者の生活は非常に厳しいものとなります。

また、近年は地区労働者の高齢化が進行しており、あいりん労働公共職業安定所発行の日雇雇用保険手帳所持者の平均年齢の推移をみると、平成元年3月末46.4歳であったものが、平成7年3月末には53.3歳となっております。

平成6年度の雇用状況をみると、長引く不況の下、12月までは一進一退の状況が続き、とりわけ55歳以上の高齢労働者の就労は厳しくなってきております。

そのため大阪府・市による緊急措置として11月から2月にかけて1日50人の特別清掃事業が実施されたところであります。

平成7年1月17日に阪神・淡路大震災が発生し、このため災害復旧等の緊急の工事が増加したことにもない、現金求人が急激に増加いたしました。

しかしながら、地区の高齢者にとりましては、危険な作業の多い災害復旧の工事に就労することは難しく、依然として厳しい雇用環境におかれております。

当センターといたしましては、高齢者求人開拓事業や技能資格取得促進事業を押し進め、高年齢者向けの求人開拓・雇用勧奨に努め、また、その就労を促進するよう援助してまいったところであります。

今後ともあいりん地区の関係諸機関の一層の御支援を切望いたしますとともに、特に産業界各位の御理解を強くお願い申し上げる次第であります。

最後に、当センターに対しまして今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

1995（平成7）年8月

財団法人 西成労働福祉センター

理事長 西 辻 實

目 次

I センター設立趣旨・組織	1
1. 寄付行為(抜粋)	1
2. 組織図	2
3. 1994(平成6)年度の概況	3
II 職業紹介事業	5
1. 職業紹介	5
(1) 日雇(現金)の求人・紹介状況	5
(2) 期間雇用、一般雇用の求人・紹介状況	5
(3) 高齢者求人開拓・紹介状況	6
2. 窓口紹介の概況	31
3. 就労の正常化	37
(1) 求人事業所の登録	37
(2) 就労正常化促進特別指導	37
(3) 無届求人指導	38
(4) 一般事業所指導	39
(5) 事業所訪問	39
(6) 求人開拓	40
(7) 事業主懇談会	40
(8) 求人事業所	41
(9) 阪神大震災による事業所の影響調査	41
4. 労働相談	55
(1) 労働相談取扱・処理状況	57
(2) 関係事業所分布と就労現場分布	59
(3) 労働基準監督署への申告	61

(4) 労働相談の内容	61
-------------	----

III 労 働 者 福 祉 事 業 64

1. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業	64
(1) 労働災害に関する相談	64
(2) 休業補償給付の立替貸付	66
(3) 新規立替貸付者状況	67
2. 福 利 厚 生	76
(1) 労働関係相談	76
(2) 健康医療相談	77
(3) 一般生活相談など	77
(4) 広 報 活 動	79
(5) 文 化・娛 樂	80
(6) その他の相談	80
(7) シャワー室の無料開放	81
(8) 日雇労働者福利厚生措置事業	81
(9) 雇用保険と健康保険 =参考資料=	81
(10) センターだより	84

I センター設立趣旨・組織

1. 寄附行為（抜粋）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、財団法人西成労働福祉センターと称する。

（事務所の所在地）

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番 44 号に置く。

（目 的）

第 3 条 この法人は、職業の不安定な者が多数居住している特定の地域における労働者の職業の安定を図るとともに、これらの者の福祉の増進に努め、もって労働者の生活の向上に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業
- (2) 職業に関する相談及び指導
- (3) 労働者のための福利厚生の事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 組織図

(1995年4月1日現在)

(図I-1)

(分担事務)

